

静岡県がんセンター局管理規程第2号

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年7月1日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭 宏

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程の一部を改正する管理規程

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(決算及び附属書類の作成)</p> <p>第139条 管理者は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成する。</p> <p>(1) 決算について作成する書類</p> <p>ア 法第30条第7項に規定する決算報告書（様式第113号）</p> <p>イ 法第30条第7項に規定する損益計算書（様式第114号）</p> <p>ウ 法第30条第7項に規定する剰余金計算書又は欠損金計算書（様式第115号）</p> <p>エ 法第30条第7項に規定する剰余金処分計算書（様式第116号）又は欠損金処理計算書（様式第117号）</p> <p>オ 法第30条第7項に規定する貸借対照表（様式第118号）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(契約の制限)</p> <p>第141条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第3号の契約の期間は、5年以内とする。ただし、次の各号に掲げる契約の期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(入札書の提出)</p> <p>第151条 <u>入札書は、本人又はその代理人が出頭</u></p>	<p>(決算及び附属書類の作成)</p> <p>第139条 管理者は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成する。</p> <p>(1) 決算について作成する書類</p> <p>ア 法第30条第9項に規定する決算報告書（様式第113号）</p> <p>イ 法第30条第9項に規定する損益計算書（様式第114号）</p> <p>ウ 法第30条第9項に規定する剰余金計算書又は欠損金計算書（様式第115号）</p> <p>エ 法第30条第9項に規定する剰余金処分計算書（様式第116号）又は欠損金処理計算書（様式第117号）</p> <p>オ 法第30条第9項に規定する貸借対照表（様式第118号）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(契約の制限)</p> <p>第141条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第3号の契約 <u>(不動産を借りる契約を除く。次項において同じ。)</u>の期間は、5年以内とする。ただし、次の各号に掲げる契約の期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(入札書の提出)</p> <p>第151条 <u>入札に参加しようとする者又はその代</u></p>

して提出しなければならない。

2 (略)

(落札者の決定通知)

第156条 落札者が決定したときは、直ちにその旨を本人に通知しなければならない。

理人は、入札書を提出しなければならない。

2 (略)

(落札者の決定通知)

第156条 落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際現に行われている静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程第145条の規定による入札の公告に係る入札については、なお従前の例による。